

産業構造審議会環境部廃棄物・リサイクル小委員会
使用済自動車判別ガイドラインワーキンググループ、
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会
使用済自動車判別ガイドラインワーキンググループ
合同会議の審議内容の公開について

本合同会議の公開については、以下によるものとする。

1. 議事録については、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。また、議事要旨については、会議の後、すみやかに作成し、公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 傍聴については、会議の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。
4. 会議開催日程については、事前に周知を図るものとする。
5. 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、会議及び配布資料を非公開にすることができる。